

実務者のための

知財羅針盤

Chizai Rashimban

本稿は、知財にまつわるトピックや法制度など、知財の実務に関する情報を、プロシード国際特許商標事務所の鈴木康介弁理士が分かりやすく解説していきます。

※1) セカンドライン
デザイナーズブランドの普及版のこと。若者向けに元のブランドが持つテイストを残しつつ、安価な価格帯を設定する。

※2) 特許庁のウェブサイトでご覧可能。
<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm>

※3) 不正競争防止法2条1項3号

※4) 不正競争防止法2条1項1号および2号

D & G 撤退

イタリアの人気ブランド「ドルチェ&ガッバーナ」のセカンドライン^{※1}である「D & G」が、日本における服と革製品の販売を今年の秋冬物で取りやめる。2011年1月末に直営店を閉じ、従業員は解雇するという。

【コメント】

1. 背景

ドルチェ&ガッバーナ社は、日本国内の直営店で、「D & G」のTシャツなどを1万～2万円の価格帯で販売していました。「D & G」の売り上げは伸びていたものの、人件費の上昇やブランドの利幅が低いことから、直営店を閉じることを決定しました。なお同社は、メインブランドである「ドルチェ&ガッバーナ」（販売価格帯：20万～30万円）の営業は継続するそうです。

そして、同社取締役は、撤退理由の一つに、日本市場にあふれる「D & G」の模倣品の存在を挙げているようです。

2. 実務上の指針

① 意匠の保護範囲

デザインは、意匠権で保護することができますが、意匠権は、服のデザインなどを保護する権利であって、ブランドの

持つ雰囲気や味わいを保護することは、なかなか困難です。さらに、著作権法でもブランドイメージなどを保護することはできません。このため、布のデザインパターンを意匠登録することにより、ブランドの持つ雰囲気や味わいを保護しているケースもあります。

② 国内対策

今年3月に特許庁が公表した『2009年度 模倣被害調査報告書』のアンケート結果によると、日本企業が模倣被害に遭っている国・地域では日本国内という回答が上位を占めています^{※2}。

特に、被服業界においては、デザインの模倣による被害が多いようです。模倣品による売り上げの減少を防ぐためにも、まずは国内における模倣品対策を強化されることをお勧めします。

③ 不正競争防止法による保護

日本国内で最初に販売された日から3年以内の商品のデッドコピー^{※3}の場合や、「あの会社の商品等表示」などと有名になっている場合^{※4}には、不正競争防止法（以下、不競法）の適用を受けられる可能性があります。

意匠権を取得していない場合であっても、打開策が見つかることもありますので、必要に応じて専門家に相談してみてください。

著作権侵害コンテンツ対策

2010年5月18日、知的財産戦略本部は、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループの報告書を公表した^{※5}。

【コメント】

1. 背景

① アクセスコントロール回避規制

現在、不競法によって一定範囲でアクセスコントロール回避機構に関する規制が行われています。しかし近年、回避機器が氾濫しており、コンテンツ産業、特にゲーム業界においては、マジコンと呼ばれる回避機器（エミュレータ）等により、多くの被害が生じています。

不競法の規制では、「アクセスコントロールを回避することで視聴などを可能にする機能『のみ』を有する装置」という要件があり、この要件を回避するため、他の機能を付けて販売するケースや機器購入後に回避プログラムをダウンロードさせるケースもあります。このため、「のみ」要件より広く解釈できる規定を導入する可能性が示されています。

また、刑事罰の導入なども議論されていますが、個人の自由利用との関係から慎重な検討を求める意見も出ています。

② プロバイダーの責任

著作権を侵害しているコンテンツの流通は膨大になっており、対処療法ではもはや太刀打ち困難です。

このため、コンテンツの権利者とプロバイダーとの間で適切な役割分担を図り、著作権侵害コンテンツの流通量を減らす仕組みづくりが重要視されています。

例えば、一般的な過失義務を負わないものの、適切な侵害対策を講じていない場合、損害賠償請求責任を負うようなプロバイダー責任法^{※6}の改正や、プロバイダーが侵害行為を行う者に警告メールを送付して、動画共有サイトの自主的なパトロールを行うといったガイドラインの整備が示されています。

2. 実務上の指針

① コンテンツ産業側

「のみ」要件の緩和で権利行使が容易になり、今まで違法性を問えなかったアクセスコントロール回避行為や回避機器の販売行為などに対しても権利主張できる可能性があります。

② メーカー側

「のみ」要件の存在により、現在は他の機能があるため販売可能な機器の販売が困難になるおそれがあります。このため、議論の進展によっては売り上げに影響を及ぼすことになるでしょう。

③ プロバイダー側

プロバイダー責任法の改正などによって監視負担が増え、コストが上昇する可能性があります。

④ その他

動画共有サイトのコンテンツ監視システムなどの需要が高まってくるのが考えられます。

※5) 首相官邸のウェブサイトでご覧可能。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/

※6) プロバイダー責任法
正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」。

※7) JETROのウェブサイトでご覧可能。

<http://www.jetro-pkip.org/>

中国の冒認出願対策

2010年6月10日、日本貿易振興機構(JETRO)の北京センター知的財産部は、「中国における日本の地名等に関する商標登録出願について(2010年)」を公表した^{※7}。

【コメント】

1. 背景

① 中国の冒認出願

近年、中国では出願・登録されていない、「青森」や「森伊蔵」などの日本の商標について第三者が先に当該商標を出願・登録する事例が問題視されています。特許庁の委託事業として、JETROは日本の都道府県名・政令指定都市名・地域団体商標が中国で商標出願されているかどうか、調査を実施しました。

その結果、既に無効となった商標出願を除き、47都道府県名のうち26件、政令指定都市名では2件、日本の地名とほぼ同一の商標出願であることが確認されました。また、新潟、香川、鹿児島を除く、23の府県名および2つの政令指定都市名については、既に審査を経て登録になっていることも判明しています。

② 中国の拒絶理由

中国商標法では、一般に知られた外国の地名は登録できません(同法10条2項)。しかし、日本の地名の一部は、中国において一般に知られていないため、登録されてしまう可能性があります。

③ 後を絶たない冒認出願

2003年の青森事件によって、中国における冒認出願の問題が日本で有名になりましたが、いま現在も冒認出願は続いています。このため、特許庁をはじめとする行政機関は、これまで日中商標長官会合等を通じ、中国当局に対して、わが国の地名等を用いた商標出願について、公正・厳格な審査を求めています。

また、後述するように、自治体や企業等に対して情報提供を行い、異議申立て等の対応を支援しています。

2. 実務上の指針

① JETRO北京センターの支援策

同センターでは、「中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009年改訂増補版」「中国商標権冒認出願判例・事例集」「中国における団体商標・証明商標」等を作成、ウェブサイト上で公表しています。

また、日本の地名が中国で冒認出願された場合、その地名が中国において「一般に知られた外国地名」であることを立証することにより、冒認出願に係る商標権を取り消すことが可能です。

中国での公知を証明する証拠として、新聞報道が活用されることがあります。JETRO北京センターでは、2008年12月に日本の都道府県名や政令指定都市名が記載された中国新聞記事の調査を実施しており、日本の地方自治体等が異議申立てや取消裁定を請求する際、要望に応じて調査結果を提供するそうなので、ぜひ利用されることをお勧めします。

② 中国への積極的な商標出願

一般的に、異議申立てが認められるまで2～3年の期間を必要とし、費用もかかります。むしろ、中国に商標出願したほうが安価になる場合があります。

また、北海道などの先進的な自治体では、北海道ブランドの保護を目的として、道産品輸出用シンボルマーク^{※8}を作成、中国や香港、台湾でも商標出願を行っています。このように、各地域の優れた産品を海外に売り出すため、中国などに対して積極的に商標出願するのも良い方法だと思います。

特許法の改正

平成22年5月24日に産業構造審議会知的財産政策部会「第27回特許制度小委員会」が開催され、特許権による差止請求権を見直す議論が行われた^{※9}。

【コメント】

1. 背景

近年の特許トロールや標準技術におけるホールドアップ^{※10}問題に対応するため、以下の内容が提案されました。

- A案：民法上の権利濫用法理より広い対象をも制限し得る差止請求権の行使制限の規定を特許法に置く。
- B-1案：民法上の権利濫用法理が適用されることおよび適用される場合を明確化するため、一定の基準により適用される場合を定型化する規定を特許法に置く。

- B-2案：民法上の権利濫用法理が適用されることを明確化するため、差止請求権の濫用を許さない旨の一般規定を特許法に確認的に置く。

- C案：特許法には、差止請求権の行使を制限し得る規定を置かず、民法上の権利濫用法理に委ねる。

現在、C案を中心として継続的に審議していくという意見が有力です。

製薬業界などでは、差止請求権がないとビジネスを守ることが困難になります。また、差止請求権が制限されると相手方が実施権を得ないまま侵害して、訴訟を起こされたら損害賠償を支払えばいいと考える者が出てくるおそれがあり、ライセンス交渉に悪影響を及ぼすといった意見があるからです。

2. 実務上の指針

特許権の差止請求権の在り方は、知財戦略の在り方そのものを左右する重要な事項です。今後も引き続いてこの議論を見守っていく必要があるでしょう。

※8) 道産品輸出用シンボルマーク



北海道国際ビジネスセンターが管理運営を行っている。

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

※9) 特許庁のウェブサイトでご覧可能。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/shingikai/tokkyo_seido_menu.htm

※10) 標準技術におけるホールドアップ

標準規格が策定され普及した後に、規格に取り込まれた技術の特許権者が権利を主張して高額な実施料を要求する等の行為のこと。



鈴木 康介 (弁理士)

プロシード国際特許商標事務所
日本弁理士会価値評価推進センター
副センター長
日本弁理士会関東支部幹事

〒173-6045

東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60 45階

TEL : 03-5979-2168

kosuke.suzuki@japanipsystem.com

<http://japanipsystem.com/>

<http://twitter.com/japanipsystem>